

地方独立行政法人香取おみがわ医療センター職員退職手当規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人香取おみがわ医療センター正規職員及び非常勤職員の退職手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(退職手当の支給)

第2条 退職手当は、常時勤務に服することを要する正規職員が退職した場合に支給する。この場合において、その退職が職員の死亡によるものであるときは、その者の遺族に対して退職手当を支給する。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当する場合は、退職手当は支給しない。

(1) 退職の日の翌日に地方独立行政法人香取おみがわ医療センター（以下「法人」という。）の理事長、副理事長、理事及び監事（常勤である者に限る。）に就任した場合

(2) 地方公共団体から派遣された者が復帰するため退職をする場合

(3) 国又は国立大学法人法（平成15年法律第112号）及び地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）並びに民法（明治29年法律第89号）その他法律の規定により設立される法人（以下「他法人」という。）の役職員であって、その身分を有したまま出向してきた者が復職するために退職する場合

(4) 職員が、国、地方公共団体及び他法人（以下「他法人等」という。）の職員となり、その者の職員としての勤続期間が、当該他法人等の退職手当に関する規程により、その者の当該他法人等における職員としての勤続期間に通算されることと定められている場合

2 前項にかかわらず、就業規則及び非常勤職員就業規則第2条で規定する会計年度任用職員、臨時的任用職員及び任期付任用職員で一週間当たりの通常の勤務時間が正規職員の一週間当たりの通常の勤務時間と同一の時間である（以下「フルタイム」という。）者については、勤続期間が6カ月を超える至った日以後、引き続き勤務する場合は、前項に規定する職員としてみなしてこの規程を適用することができる。

3 就業規則及び非常勤職員就業規則規程第2条で規定する職員で、前項に該当するもの以外の職員については、退職手当は支給しない。

4 第2項に規定する職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間

以上勤務した日（法令又は就業規則、非常勤職員就業規則若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この規程（第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中業務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、フルタイム勤務でない職員については、この限りでない。

5 この規程において、「遺族」とは、次に掲げる者をいう。

- （1）配偶者（届出をしていないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）
- （2）子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
- （3）前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
- （4）子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

6 この規程の規定による退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

7 この規程の規定による退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する。

8 次に掲げる者は、この規程の規定による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

- （1）職員を故意に死亡させた者
- （2）職員の死亡前に、当該職員の死亡によってこの規程の規定による退職手当

の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

9 次項、第6条の規定による退職手当（以下「一般の退職手当」という。）並びに第8条の規定による退職手当は、職員が退職した日から起算して1月以内に支払うものとする。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

10 退職した者に対する退職手当の額は、第3条から第5条まで及び第6条の規定により計算した退職手当の基本額に、第6条の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

11 退職した者に対する退職手当の基本額の算定の基礎となる給料の月額は、退職した日におけるその者の給料（これに相当する給与を含む。以下同じ。）の月額とする。ただし、職員が退職の日の一年前の翌日から当該退職の日の前日までに退職を理由とした昇給がある場合、当該昇給がないものと仮定した場合におけるその者の退職の日に受けるべき給料月額

（自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額）

第3条 次条又は第5条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額（以下「退職日給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

（1） 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100

（2） 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の110

（3） 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160

（4） 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200

（5） 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160

（6） 31年以上の期間については、1年につき100分の120

2 前項に規定する職員のうち、傷病（地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第84条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。以下同じ。）又は死亡によらず、その者の都合により退職した職員に対する退職手当の基本額は、その職員が次の各号に掲げる職員に該当するときは、

前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 勤続期間1年以上10年以下の者 100分の60
- (2) 勤続期間11年以上15年以下の者 100分の80
- (3) 勤続期間16年以上19年以下の者 100分の90

(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第4条 11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 就業規則第59条の規定により定年退職した者
- (2) 非常勤職員就業規則第9条の規定に基づく雇用期間を終えて退職した者
- (3) その者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者であつて任命権者が理事長の承認を得たもの
- (4) その者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した者で理事長の承認を得たもの

2 前項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡（業務上の死亡を除く。）により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.53
- (3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

(25年以上勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第5条 次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 25年以上勤続し、就業規則第59条の規定により定年退職した者
- (2) 就業規則第64条の解雇の処分を受けて退職した者
- (3) 業務上の傷病又は死亡により退職した者

- (4) 25年以上勤続し、任期を終えて退職した者
- (5) 25年以上勤続し、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であつて理事長の承認を得たもの
- (6) 25年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で理事長の承認を得たもの
- 2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者(前項の規定に該当する者を除く。)に対する退職手当の基本額について準用する。
- 3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。
- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150
- (2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165
- (3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180
- (4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105
- (定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)
- 4 第4条第1項第5号及び第5条第1項(第1号及び第4号を除く。)に規定する者のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であつて、その勤続期間が20年以上(その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者にあつては、その勤続期間が25年以上)であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から15年(その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者にあつては、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から10年)を減じた年齢以上であるものに対する第4条第1項及び第5条第1項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第4条第1項及び第5条第1項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2

(業務又は通勤によることの認定の基準)

- 5 理事長は、退職の理由となった傷病又は死亡が業務上のもの又は通勤によるものであるかどうかを認定するに当たっては、地方公務員災害補償法の規定により職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償を実施する場合における認定の基準に準拠しなければならない。
- 6 勸奨を受けて退職した者に係る当該勸奨は、その事実について、理事長または理事長の委任を受けた者が書面で記録するものとする。
- 7 理事長または理事長の委任を受けた者は、第4条第1項第4号及び第5条第1項第6号に掲げる者の退職の理由について、記録を作成するものとする。

(退職手当の調整額)

第6条 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の職員としての引き続いた在職期間（以下「基礎在職期間」という。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（休職月等のうち次項各号に定めるものを除く。）ごとに、当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

- (1) 第1号区分 65,000円
- (2) 第2号区分 59,550円
- (3) 第3号区分 54,150円
- (4) 第4号区分 43,350円
- (5) 第5号区分 32,500円
- (6) 第6号区分 27,100円
- (7) 第7号区分 21,700円
- (8) 第8号区分 0

2 前項で定めるものは、次の各号に掲げる休職月等とする。

- (1) 育児休業（介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児介護休業法」という。）第5条第1項の規定による育児休業をいう。以下同じ。）又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間（当該育児休業に係る子が一歳に達した日の属す

る月までの期間に限る。)のあった休職月等 当該休職月等の3分の1に相当する数(当該相当する数に一未満の端数があるときは、これを切り上げた数。次号において同じ。)の休職月等

(2) 育児介護休業法第24条の規定による措置又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のあった休職月等 当該休職月等の3分の1に相当する数の休職月等

(3) 前2号、次号及び第5号に規定する事由以外の事由により現実に職務に従事することを要しない期間のあった休職月等 当該休職月等の2分の1に相当する数(当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数)の休職月等

3 第1項の「休職月等」とは、次の各号に掲げる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(ただし、現実に職務に従事することを要する日(育児短時間勤務等については、育児短時間勤務等を承認された期間に含まれない日)のあった月を除く。)をいう。

(1) 就業規則第44条の規定による休職

(2) 就業規則第51条の規定による停職及びおよび非常勤職員就業規則第47条の規定による出勤停止

(3) 育児休業等に関する法律第2条第1項の規定による育児休業及び育児短時間勤務等

(4) 前各号に準ずる事由

4 第1項各号に掲げる職員の区分は、職の職制上の段階、職務の級、階級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮し、別表のとおりとする。

5 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

(1) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額

(2) 退職した者のうち自己都合等退職者以外のものでその勤続期間が無いものの 0

(3) 自己都合等退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1項の規

定により計算した額の2分の1に相当する額

(4) 自己都合等退職者でその勤続期間が9年以下のもの 0

5 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他の本条の規定による退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、別に定める。

6 第5条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条第10項、第5条及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。

(1) 勤続期間1年未満の者 100分の270

(2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360

(3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450

(4) 勤続期間3年以上の者 100分の540

7 前項の基本給月額とは、職員給与規程および非常勤職員給与規程の規定による給料表が適用される職員については、給料及び扶養手当の月額の合計額とし、その他の職員については、この基本給月額に準じて理事長が定める額とする。

(勤続期間の計算)

第7条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員として引き続いた在職期間による。

2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。

3 職員が退職した場合(第9条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。)において、その者が退職の日又はその翌日に再び正規の職員となったときは、前各項の規定による在職期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。

4 前3項の規定による在職期間のうち次の各号に掲げる事由による休職月等が1以上あったときは、それぞれ当該各号に定める月数を前3項の規定により計算した在職期間から除算する。

(1) 育児休業又はこれに準ずる事由 その月数の2分の1(ただし、当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に係る休職月等については、その月数の3分の1)

- (2) 育児短時間勤務等又はこれに準ずる事由 その月数の3分の1
- (3) 前各号以外の事由 その月数の2分の1
- 5 就業規則第50条に定める高齢者部分休業に関する規定により、職員が高齢者部分休業の承認を受けて、1週間の一部について勤務しなかった場合には、その勤務しなかった期間の2分の1に相当する期間（その期間に1月未満の端数があるときは、これを切り上げる。）を、前各項の規定により計算した在職期間から除算する。
- 6 前各項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満（第3条第1項（傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。）、第4条第1項又は第5条第1項の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあっては、1年未満）の場合には、これを1年とする。
- 7 前項の規定は、前条、第6条又は第10条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、適用しない。
- 8 第10条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、前各項の規定により計算した在職期間に1月未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。
- 9 第6条の規定による退職手当を計算する場合の在職月数の算定は、第2項及び第6項の規定にかかわらず、その者が特別職等の職員として就任した日から当該任期の満了する日（当該任期の満了する日前に退職した者及び任期の定めのない者にあっては、その者の退職した日）までをもって、民法第143条第2項の規定により算定した月数（1月に満たない端数は1月とする。）とする。
- 10 次の各号に掲げる者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、当該各号に掲げる期間は、前条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。
 - (1) 第2条第2項に規定する者 その者の同項に規定する勤務した月が引き続いて12月を超えるに至るまでのその引き続いて勤務した期間
 - (2) 第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者のうち、同項に規定する勤務した月が引き続いて12月を超えるに至るまでの間に引き続いて職員となり、通算して12月を超える期間勤務した者 その職員となる

前の引き続いて勤務した期間

(予告を受けない退職者の退職手当)

第8条 職員の退職が労働基準法（昭和22年法律第49号）第20条及び第21条又は船員法（昭和22年法律第100号）第46条の規定に該当する場合におけるこれらの規定による給付は、一般の退職手当に含まれるものとする。但し、一般の退職手当の額がこれらの規定による給付の額に満たないときは、一般の退職手当の外、その差額に相当する金額を退職手当として支給する。

(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)

第9条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が業務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が業務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 懲戒免職等処分を受けて退職をした者

(2) 就業規則第51条および非常勤就業規則第18条の規定による解雇又はこれに準ずる退職をした者

2 理事長は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 理事長は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を民法に規定する公示の方法により通知に代えることができる。この場合においては、その公示した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

(退職手当の支払の差止め)

第10条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が

定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

（2） 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

（1） 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが業務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。

（2） 理事長が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為（在職期間中の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒解雇等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。）をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき

3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

4 支払差止処分を受けた者は、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に理事長に対し、その取消しを申し立てることができる。

5 理事長は、第1項又は第2項の規定による支払差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さな

なければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合

6 理事長は、第3項の規定による支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。

7 前2項の規定は、理事長が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

8 前条第2項及び第3項の規定は、支払差止処分について準用する。

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第11条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第9条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- (1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあっては、在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。
 - (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し就業規則第51条及び非常勤職員就業規則第47条の規定による懲戒解雇処分(以下「再任用職員に対する免職処分」という。)を受けたとき。
 - (3) 理事長が、当該退職をした者(再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。)について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員または香取市職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。
- 2 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第3号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、第9条第1項に規定する事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。
- 3 理事長(理事長の委任を受けた者を含む。次条第5項において同じ。)は、第1項第3号又は第2項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。
- 4 前項の規定による意見聴取の手続に関して必要な事項は、理事長が別に定める。
- 5 第9条第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。
- 6 支払差止処分に係る一般の退職手当等に関し第1項又は第2項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

(退職をした者の退職手当の返納)

第12条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、理事長は、当該退職をした者

に対し、第9条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。

(3) 理事長が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員又は香取市職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2 第1項第3号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。

3 理事長は、第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

4 前項の規定による意見聴取の手続に関して必要な事項は理事長が別に定める。

5 第9条第2及び第3項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

（遺族の退職手当の返納）

第13条 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対し当該一般の退職手当等の額が支払われた後において、前条第1項第3号に該当するときは、理事長は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第9条第1項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

2 第9条第2項及び第3項並びに前条第3項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

3 前項において準用する前条第3項の規定による意見の聴取の手続に関して必要

な事項は、理事長が別に定める。

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第14条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第12条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、理事長が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、理事長は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第12条第3項又は前条第3項の規定による意見聴取に係る通知を受けた場合において、第12条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員及び香取市職員としての引き続いた在職期間中に懲戒解雇等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第10条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第12条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者

の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員および香取市職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第12条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員および香取市職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第12条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、理事長は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6 第1項から第5項までの規定による処分にに基づき納付する金額は、第9条第1項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち第1項から第5項までの規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額

を超えることとなってはならない。

7 第9条第2項及び第3項並びに第12条第4項の規定は、第1項から第5項までの規定による処分について準用する。

8 前項において準用する第12条第3項の規定による意見聴取の手續に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

(審査会)

第15条 理事長の諮問に応じ、次項に規定する退職手当の支給制限等の処分について調査審議するため、退職手当審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 理事長は、第11条第1項第3号若しくは第2項、第12条第1項、第13条第1項又は前条第1項から第5項までの規定による処分（以下この条において「退職手当の支給制限等の処分」という。）を行おうとするときは、審査会に諮問しなければならない。

3 審査会は、第11条第2項、第13条第1項又は前条第1項から第5項までの規定による処分を受けるべき者から申立てがあつた場合には、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

4 審査会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、当該処分を受けるべき者又は理事長にその主張を記載した書面又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

5 審査会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、関係機関に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

6 前項の場合において、関係機関が資料の提出、意見の開陳を求められたときは、速やかに資料を提出し、また意見を開陳し、その他必要な協力を求められたときは、これに協力しなければならない。

7 審査会の組織及び委員その他審査会に関し必要な事項については、理事長が別に定める。

(職員が退職した後に引き続き職員となった場合等における退職手当の不支給)

第16条 正規の職員が退職した場合（第9条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び一般職の職員となった

ときは、この規程の規定による退職手当は、支給しない。

(口座振替による支給)

第17条 退職手当は、退職手当の支給を受ける者からの申し出により、口座振替の方法により支給することができる。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(承継職員に係る在職期間の計算)

2 法人の設立の日において地方独立行政法人法第59条第2項の規定により香取市職員から引き続き法人の職員となった者（解散前の香取市東庄町病院組合の職員を含む）（以下「承継職員」という。）としての在職期間について、当該職員の香取市職員としての引き続いた在職期間は法人職員としての引き続いた在職期間とみなす。

3 承継職員のうち、職員としての勤続期間と香取市職員としての在職期間を通算して勤続期間が6月以上となる職員が退職した後、退職の翌日から起算して雇用保険法（昭和49年法律第116号）の定める求職者給付を受けることができる期間内に失業している場合において、その者が受けた退職手当の額が、その者について同法の規定を適用したとすればその者に対して支給されることとなる求職者給付及び就職促進給付（以下「失業給付」という。）の額に満たないときは、その差額に相当する金額を、失業給付の支給の条件に伴い、退職手当として支給する。

4 前項の規定による退職手当は、失業給付の支給を受ける者に対しては、支給しない。

5 当分の間、第3条、第4条、第5条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の2までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第6条第6項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第5項」とする。

6 当分の間、第3条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年以上42年以下である者に対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

- 7 当分の間、第5条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第5項の規定の例により計算して得られる額とする。

別表

	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号	第7号	第8号
医療職(一)		4級	3級			2級 ※医大卒9年	2級	1級
医療職(二)			6級 ※部長職	6級 ※管理職手当 受給	6級	5級	4級 3級	2級 1級
医療職(三)			6級 ※部長職	6級	5級	4級 ※勤続16年	4級 3級	2級 1級
事務職		7級 ※部長職	7級	6級	5級	4級	3級	2級 1級
労務職							勤続20年かつ 管理、監督の 地位	左記以外
教育職					3級	2級 ※修士修了11 年	2級 ※修士修了5 年	2級 1級
指定職	(全)							
特定任期付職員		5号	4号	3号	2号 1号			
上記以外の者								(全)